
プロジェクト 実務対応報告第 18 号の見直し

項目 本日の審議事項

これまでの審議事項

1. 企業会計基準委員会は、平成 28 年 12 月 22 日に実務対応報告公開草案第 49 号（実務対応報告第 18 号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下「実務対応報告第 18 号案」という。）、実務対応報告公開草案第 50 号（実務対応報告第 24 号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下、実務対応報告第 18 号と合わせて「本公開草案」という。）の公表を行った。
2. 本公開草案のコメント期間は平成 29 年 2 月 22 日までであり、4 通のコメント・レターが寄せられた。
3. これまでの実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）及び企業会計基準委員会では、公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案の審議を専門委員会において 3 回、親委員会において 1 回にわたって行った。

本日の審議事項

4. 本日の企業会計基準委員会では、以下について、公表の承認に関するご審議を頂きたい。
 - (1) 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」（審議事項(3)-3）
 - (2) 改正実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（審議事項(3)-4）
 - (3) 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の公表（審議事項(3)-5）なお、このうち、(1)及び(2)が公表議決の対象となる。
5. 本公開草案に寄せられた主なコメントとそれらに対する対応の文案は、審議事項(3)-2に記載している。
6. なお、第 100 回専門委員会（2017 年 3 月 9 日開催）及び第 356 回企業会計基準委員会（2017 年 3 月 13 日開催）で聞かれた主な意見は、審議事項(3)-6に記載している。

以 上